

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第十五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為とする。（第二条関係）

二 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

猟銃の所持許可の欠格事由となる凶悪な罪として法第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）に規定する罪等を追加する。（第十二条関係）

三 関係政令の規定の整備

その他の関係政令について、所要の改正を行う。

第二 施行期日

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平

成二十四年十月三十日）から施行する。

（附則関係）